

地域の「稼ぐ力」や「地域価値」を高めるまちづくり関連施策
 (「まちの賑わい」づくりに資する需要の類型に横断的な施策メニュー)

番号	施策名	施策概要	問い合わせ先	制度改革の場合、 実施時期	令和元年度 予算措置等 の有無	地方財政措置 の有無	税制措置 の有無	根拠法 の有無	制度等の根拠
地方創生関連									
1	地方創生推進交付金	地方版総合戦略に基づいて、地方公共団体が地方創生に向けて自主的・主体的に実施する先導的な事業を支援することにより、地方の創意工夫を引き出し、実情に応じた地方創生の取組を推進する。	内閣府 地方創生推進事務局	—	○	○	—	○	地域再生法第5条4項1号 地域再生法第13条
2	地方創生拠点整備交付金	地方版総合戦略に基づいて、地域の観光振興や住民所得の向上等の基盤となる先導的な施設整備等を支援することにより、所得や消費の拡大を促すとともに「まち」を活性化させることで、地方の定住・関係人口の拡大にも寄与し、地方創生の充実・強化につなげる。	内閣府 地方創生推進事務局	—	○	○	—	○	地域再生法第5条4項1号 地域再生法第13条
3	地方創生応援税制(企業版ふるさと納税)	地方創生事業に対する民間資金の新たな流れを起すため、「まち・ひと・しごと創生寄付活用事業」に対する寄付を行った法人に対し、寄付額の3割に相当する額の税額控除を行う。(現行の損金算入措置と合わせ、約6割の軽減効果)	内閣府 地方創生推進事務局	—	—	—	○	○	地域再生法第5条第4項第2号、第13条の2
4	地方大学・地域産業創生交付金	首長のリーダーシップの下、産官学連携により、地域の中核的産業の振興や専門人材育成などを行う優れた取組を重点的に支援する。	内閣府 地方創生推進事務局	—	○	○	—	○	地域における大学の振興及び若者の雇用機会の創出による若者の修学及び就業の促進に関する法律第11条
5	地方創生に向けたSDGs推進事業	自治体によるSDGsの達成に向けた取組を公募し、優れた取組を提案する都市・地域を「SDGs未来都市」として選定するとともに、先導的な取組については、「自治体SDGsモデル事業」として資金的に支援する。また、「SDGs未来都市」における取組については、関係省庁で構成する「自治体SDGs推進関係省庁タスクフォース」によって、省庁横断的に支援する。こうした成功事例の普及展開等を行うことで、地方創生の深化につなげる。	内閣府 地方創生推進事務局	—	○	—	—	—	—
6	地方創生カレッジ事業	地方創生の本格的な事業展開に必要な人材を育成・確保するため、実践的な知識をeラーニング講座で提供するほか、必要に応じて実地研修も効果的に取り入れることで、知識やスキルを習得できるようにし、地域における地方創生人材の育成を支援する仕組み。	内閣府 地方創生推進室	—	○	—	—	—	—

番号	施策名	施策概要	問い合わせ先	制度改革の場合、実施時期	令和元年度予算措置等の有無	地方財政措置の有無	税制措置の有無	根拠法の有無	制度等の根拠
7	地域再生エリアマネジメント負担金制度	地域再生法に基づき、市町村が3分の2以上の事業者の同意を要件として、エリアマネジメント団体が実施する地域再生に資するエリアマネジメント活動に要する費用に充てるため、活動区域内の受益者である事業者から負担金を徴収し、これをエリアマネジメント団体に交付する制度。地域再生に資するエリアマネジメント活動の安定的な活動財源を確保することで、来訪者や滞在者の増加による事業機会の拡大や収益性の向上を図る。	内閣官房 内閣府	まち・ひと・しごと創生本部事務局 地方創生推進事務局	—	—	—	○	地域再生法第5条第4項第6号、第17条の7から第17条の12まで
8	商店街活性化促進事業	地域再生法に基づき、市町村が商店街活性化のために作成する計画に対し、中小企業への資金調達面での支援や商店街振興組合の設立要件の緩和、関係省庁による予算措置など、商店街の活性化の取組を重点的に支援。また、計画区域内の空き店舗の所有者等に利活用を促すため、指導・助言・勧告等の手続きを整備。	内閣官房 内閣府	まち・ひと・しごと創生本部事務局 地方創生推進事務局	—	—	—	○	地域再生法第5条第4項第7号、第17条の13から第17条の16まで
9	地域住宅団地再生事業	地域再生法に基づき、市町村が区域を定めて多様な主体と連携して住宅団地再生のための総合的・一体的な事業計画を作成することで、建築物の用途規制に関する特例許可の柔軟化等、住宅団地再生に係る各種行政手続をワンストップ化し、スピーディーな住宅団地再生を図るもの。	内閣府	地方創生推進事務局	—	—	—	○	地域再生法第5条第4項第11号、第17条の36から第17条の53まで

I. 担い手・人材支援

①まちづくり人材の育成・活用の強化	1	地域女性活躍推進交付金	多様な主体による連携体制の構築の下、働き方改革につながる、女性活躍推進法に基づく協議会等を活用した継続就業を支援する仕組みづくりや、ワンストップ支援体制の整備など、住民に身近な地方公共団体が行う、地域の実情に応じた取組を支援する。	内閣府	男女共同参画局 総務課	—	○	—	—	—
	2	地域オープンデータ推進事業	地域の課題解決や経済活性化、行政の高度化等に資するオープンデータを推進するため、オープンデータの取組に向けた研修を実施し、地方公共団体職員の人材育成等を行う。	総務省	情報流通行政局 地域通信振興課	—	○	—	—	—
	3	地域ICTクラブ普及推進事業	地域で子供・学生、社会人、障害者、高齢者等がモノづくり、デザイン、ロボット操作、ゲーム、音楽等を楽しみ学び合っ中で、プログラミング等のICTに関し世代を超えて知識・経験を共有する仕組みとして地域ICTクラブを整備する。	総務省	情報流通行政局 情報流通振興課 情報活用支援室	—	○	—	—	—
	4	地域を担う人材育成のためのキャリアプランニング推進事業	地元就職につなげるキャリアプランニングを推進する「キャリアプランニングスーパーバイザー」を配置し、地域を担う人材育成・就労支援を促進することにより、地域の活性化につなげる。	文部科学省	初等中等教育局 児童生徒課	—	○	○	—	—

	番号	施策名	施策概要	問い合わせ先	制度改革の場合、実施時期	令和元年度予算措置等の有無	地方財政措置の有無	税制措置の有無	根拠法の有無	制度等の根拠
①まちづくり人材の育成・活用の強化	5	地域支援事業交付金	地域包括ケアシステムの実現に向けて、高齢者の社会参加等を通じた介護予防に向けた取組み、配食・見守り等の生活支援体制の整備、在宅生活を支える医療と介護の連携及び認知症の方への支援の仕組み等を一体的に推進しながら、高齢者を地域で支えていく体制を構築するため、市町村において「地域支援事業」を行う。	厚生労働省 老健局振興課	—	○	—	—	○	介護保険法第115条の45
	6	多機関の協働による包括的支援体制構築事業	複合化・複雑化した課題に的確に対応するため、各制度ごとの相談支援機関を総合的にコーディネートする相談支援包括化推進員を配置し、チームとして包括的・総合的な相談体制の構築を支援する。	厚生労働省 社会・援護局地域福祉課	—	○	—	—	—	—
	7	地域力強化推進事業	住民の身近な圏域で、他人事を「我が事」に変えていくような働きかけや複合的な課題、世帯の課題を「丸ごと」受け止める場を設けることにより住民が主体的に地域課題を把握し、解決を試みることのできる体制の構築を支援する。 また、市町村レベルにおいて「地域共生社会」の実現に向けた地域づくりに係る普及啓発の取組や、都道府県による市町村における地域づくりへの支援を実施する。	厚生労働省 社会・援護局地域福祉課	—	○	—	—	—	—
	8	地域小規模事業者支援人材育成委託費のうち、タウンマネージャー等育成事業	まちづくりの専門知識等を習得する研修等を実施し、まちづくりを推進するタウンマネージャー等を確保・育成する。	経済産業省 地域経済産業グループ中心市街地活性化室	—	○	—	—	—	—
	9	地域まちなか活性化・魅力創出支援事業(中心市街地活性化支援事業)	魅力的な生活環境、商業・サービス業等の事業・起業環境や観光資源整備等の観点から、意欲ある地域における波及効果の高い民間プロジェクト等(複合商業施設等の整備)を支援する。	経済産業省 地域経済産業グループ中心市街地活性化室	—	○	—	—	—	—
	10	通訳案内士制度の見直し	通訳案内士法の改正により、通訳案内士の業務独占規制を廃止し、名称独占のみ存続することで、訪日外国人旅行者の増加とニーズの多様化に対応する。また、通訳案内士の質の維持・向上を図る制度を導入する等、質の高い観光交流を実現するために必要な環境を整備する。	国土交通省 観光庁観光観光産業課観光人材政策室	—	○	—	—	○	通訳案内士法
②「まちの賑わい」づくりの担い手となるまちづくり会社等の財源確保・資金調達手段の多様化	1	企業活力強化資金	中心市街地等において、卸・小売、飲食店及びサービス業並びに不動産賃貸業を営むまちづくり会社に対して、株式会社日本政策金融公庫による低利融資を実施する。	経済産業省 地域経済産業グループ中心市街地活性化室 中小企業庁経営支援部商業課	—	—	—	—	—	—
	2	地域まちなか活性化・魅力創出支援事業(中心市街地活性化支援事業)(再掲)	魅力的な生活環境、商業・サービス業等の事業・起業環境や観光資源整備等の観点から、意欲ある地域における波及効果の高い民間プロジェクト等(複合商業施設等の整備)を支援する。	経済産業省 地域経済産業グループ中心市街地活性化室	—	○	—	—	—	—
	3	特定民間中心市街地経済活力向上事業において整備する商業施設等に対する税制特例措置	平成26年度の中心市街地活性化法改正で創設した、特定民間中心市街地経済活力向上事業において整備する商業施設等に対して登録免許税の1/2軽減を行う。	経済産業省 地域経済産業グループ中心市街地活性化室	—	—	—	○	—	—

	番号	施策名	施策概要	問い合わせ先	制度改革の場合、実施時期	令和元年度予算措置等の有無	地方財政措置の有無	税制措置の有無	根拠法の有無	制度等の根拠
②「まちの賑わい」づくりの担い手となるまちづくり会社等の財源確保・資金調達手段の多様化	4	観光産業等生産性向上資金	日本を訪れる外国人旅行者向けに設備投資等を行い、インバウンド対応に取り組む商店街、小売業者(免税店、免税手続事業者)等に対し、日本政策金融公庫による融資制度を実施	経済産業省 中小企業庁経営支援部商業課	-	-	-	-	-	-
	5	商店街活性化・観光消費創出事業	地域と連携して魅力的な商業・サービス業の環境整備等を行い、インバウンドや観光といった新たな需要を効果的に取り込む商店街の取組を支援	経済産業省 中小企業庁経営支援部商業課	-	○	-	-	-	-
	6	不動産証券化手法を活用した地域振興のネットワークの形成促進	クラウドファンディング等の小口資金による空き店舗・空き家・古民家等の遊休不動産の再生を促進するため、平成29年12月に施行された改正不動産特定共同事業法により創設された小規模不動産特定共同事業への新規参入予定者の人材育成に係る実務講習等を開催するとともに、ESG等の観点を含め、クラウドファンディング、PREを活用した先進事例となりうる案件について、専門家によるアドバイス等の支援の実施やノウハウの横展開を図る。	国土交通省 土地・建設産業局不動産市場整備課	-	○	-	○	○	不動産特定共同事業法
③オープンカフェ設置による賑わい創出、まちなみ景観形成、地域プロモーション等、民主導のエリアマネジメント活動の推進を図るための環境整備等	1	ICTスマートシティ整備推進事業	地域が抱える様々な課題の解決や地域活性化・地方創生を目的として、防災、医療・健康、観光等各分野における成功モデルの普及展開を推進するとともに、ICTを活用した分野横断的なスマートシティ型の街づくりを推進する。	総務省 情報流通行政局地域通信振興課	-	○	○	-	-	-
	2	テレワーク普及展開推進事業	働き方改革の実現に向けて、ICTを活用し、時間や場所を有効に活用できる働き方であるテレワークの普及展開を図るため、セミナーの開催、先進事例の収集及び表彰、テレワーク・デイズ2019などを通じた周知広報等に取り組む。	総務省 情報流通行政局情報流通高度化推進室	-	○	-	-	-	-
	3	公衆無線LAN環境整備支援事業	防災の観点から、防災拠点(避難所・避難場所、官公署)及び被災場所として想定され災害対応の強化が望まれる公的拠点(博物館、文化財、自然公園等)における公衆無線LAN(Wi-Fi)環境の整備を行う地方公共団体等に対し、その費用の一部を補助する。	総務省 情報流通行政局地域通信振興課	-	○	○	-	○	電波法第103条の2第4項
	4	高度無線環境整備推進事業	5GやIoT等による地域活性化や地域の課題解決を支援するため、地理的に条件不利な地域において、電気通信事業者等が5G等の高速・大容量無線局の前提となる光ファイバを整備する場合に、その事業費の一部を補助する。	総務省 総合通信基盤局電気通信事業部事業政策課ブロードバンド整備推進室	-	○	○	-	○	電波法第103条の2第4項
	5	中心市街地活性化ソフト事業	市町村が単独事業として中心市街地活性化のために行う、認定基本計画に位置づけられたイベント等のソフト事業に要する経費の一部について財政支援するもの。	総務省 地域力創造グループ地域振興室	-	-	○	-	-	-
	6	中心市街地再活性化特別対策事業	市町村が単独事業として中心市街地活性化のために行う、認定基本計画に位置づけられた施設整備等を財政支援するもの。	総務省 地域力創造グループ地域振興室	-	-	○	-	-	-

	番号	施策名	施策概要	問い合わせ先	制度改革の場合、実施時期	令和元年度予算措置等の有無	地方財政措置の有無	税制措置の有無	根拠法の有無	制度等の根拠
③オープンカフェ設置による賑わい創出、まちなみ景観形成、地域プロモーション等、民主導のエリアマネジメント活動の推進を図るための環境整備等	7	地域IoT実装総合支援	地域活性化及び地域課題解決に向け、ICT/IoTの実装を目指す地域を対象に、地方公共団体のICT/IoT実装に関する計画策定への支援、実装事業への財政支援、地域情報化アドバイザー派遣による人的支援など地域IoTの実装を総合的に支援。	総務省 情報流通行政局 地域通信振興課	-	○	○	-	-	-
	8	地域まちなか活性化・魅力創出支援事業(中心市街地活性化支援事業)(再掲)	魅力的な生活環境、商業・サービス業等の事業・起業環境や観光資源整備等の観点から、意欲ある地域における波及効果の高い民間プロジェクト等(複合商業施設等の整備)を支援する。	経済産業省 地域経済産業グループ中心市街地活性化室	-	○	-	-	-	-
	9	インバウンド需要拡大推進事業	日本の魅力ある商材・サービスを取扱う小売や地域商社、DMO・DMC等が、外国人専門家と連携して商材・サービスの磨き上げ、PR・プロモーション等の取組みを行う事業を支援するとともに、当該商材・サービスの購買情報を集約・調査分析し、外国人ニーズの「見える化」を図る。また、地域の中小商業・サービス業等が様々な企業と連携して行う、外国人観光客のニーズに対応した商品やサービスの多言語化等や、店舗データ分析を用いた経営の高度化による効果的な商品・サービスの提供等の地域での訪日外国人消費額の増加につなげる取組を支援する。	経済産業省 商務サービスグループクールジャパン政策課 中小企業庁経営支援部商業課	-	○	-	-	-	-
	10	ローカルクールジャパン推進事業	インバウンド消費や海外需要拡大のための外部人材を活用した地域のブランディングやマーケティングの支援、それに連携した商品・サービスの磨き上げ等の支援を実施。また、商工会・商工会議所、地域の事業者等が一体となって、デジタル技術等の新しい技術等を用いることで、観光客のストレスをなくし、消費行動を促す環境整備を行うための計画を策定する。	経済産業省 商務・サービスグループクールジャパン政策課	-	○	-	-	-	-
	11	観光産業等生産性向上資金(再掲)	日本を訪れる外国人旅行者向けに設備投資等を行い、インバウンド対応に取り組む商店街、小売業者(免税店、免税手続事業者)等に対し、日本政策金融公庫による融資制度を実施。	経済産業省 中小企業庁経営支援部商業課	-	-	-	-	-	-
	12	国内・海外販路開拓強化支援事業	中小企業・小規模事業者が小売事業者等と連携して行う「ふるさと名物」等の新商品・新サービスの開発や「JAPANブランド」の確立を目指した海外展開戦略の策定や海外展示会の出展等のプロジェクトを支援することで、地域資源を活用した地域活性化を図る。	経済産業省 中小企業庁経営支援部創業・新事業促進課	-	○	-	-	-	-
13	都市公園の占用許可の特例	都市再生整備計画の区域内の都市公園において、都市の居住者、来訪者又は滞在者の利便の増進に寄与する施設(観光案内所、サイクルポート等)の設置を可能とする。	国土交通省 都市局公園緑地・景観課	-	-	-	-	○	都市再生特別措置法 都市公園法	

	番号	施策名	施策概要	問い合わせ先	制度改革の場合、実施時期	令和元年度予算措置等の有無	地方財政措置の有無	税制措置の有無	根拠法の有無	制度等の根拠
③オープンカフェ設置による賑わい創出、まちなみ景観形成、地域プロモーション等、民主導のエリアマネジメント活動の推進を図るための環境整備等	14	道路占用の弾力的な取扱い及び道路占用の許可基準の特例	道路占用の弾力的な取扱いの他、都市再生特別措置法、中心市街地の活性化に関する法律及び国家戦略特別区域法に設けられる道路占用の許可基準の特例制度(余地要件の適用を除外)を活用することにより、路上イベントの実施やオープンカフェ等の設置を可能とする。	国土交通省 内閣府 道路局路政課 都市局まちづくり推進課 地方創生推進事務局	—	—	—	—	○	道路法 都市再生特別措置法 中心市街地の活性化に関する法律 国家戦略特別区域法
	15	都市利便増進協定	都市再生整備計画の区域において、まちのにぎわいや憩いの場を創出する広場等について、居住環境の向上に資するよう、地域住民等が自主的な管理のための協定を締結する。	国土交通省 都市局まちづくり推進課	—	—	—	—	○	都市再生特別措置法
	16	民間まちづくり活動促進・普及啓発事業	先進団体が実施する、これから民間まちづくり活動に取り組もうとする者に対する普及啓発事業や、まちづくり会社等の民間の担い手が主体となった都市再生特別措置法の都市利便増進協定に基づく施設整備等を含む実証実験等に助成する。これにより、民間まちづくり活動を広めるとともに、地域活力の向上等を図る。	国土交通省 都市局まちづくり推進課	—	○	—	—	—	—

Ⅱ. 新陳代謝

④新規出店者の創業支援を含む商業・サービス業の新陳代謝の促進	1	ICTスマートシティ整備推進事業(再掲)	地域が抱える様々な課題の解決や地域活性化・地方創生を目的として、防災、医療・健康、観光等各分野における成功モデルの普及展開を推進するとともに、ICTを活用した分野横断的なスマートシティ型の街づくりを推進する。	総務省 情報流通行政局 地域通信振興課	—	○	○	—	—	—
	2	ローカル10,000プロジェクト(地域経済循環創造事業交付金)	産学官の連携により、地域の資源と資金を活用して、雇用吸収力の大きい地域密着型企業の事業立上げを支援	総務省 地域力創造グループ地域政策課	—	○	○	—	—	—
	3	地域IoT実装総合支援(再掲)	地域活性化及び地域課題解決に向け、ICT/IoTの実装を目指す地域を対象に、地方公共団体のICT/IoT実装に関する計画策定への支援、実装事業への財政支援、地域情報化アドバイザー派遣による人的支援など地域IoTの実装を総合的に支援	総務省 情報流通行政局 地域通信振興課	—	○	○	—	—	—
	4	地域経済を牽引する事業への集中的支援	まちづくり分野をはじめとした地域未来投資の促進のために「地域未来投資促進法」を活用し、地域の特性を生かして高い付加価値を創出し、地域経済への波及効果が大きい事業に対して、予算、税制、金融、規制緩和等の政策手段を総動員して重点的に支援する。	経済産業省 地域経済産業グループ地域企業高度化推進課	—	—	—	○	○	地域未来投資促進法
	5	地域まちなか活性化・魅力創出支援事業(中心市街地活性化支援事業)(再掲)	魅力的な生活環境、商業・サービス業等の事業・起業環境や観光資源整備等の観点から、意欲ある地域における波及効果の高い民間プロジェクト等(複合商業施設等の整備)を支援する。	経済産業省 地域経済産業グループ中心市街地活性化室	—	○	—	—	—	—
	6	地域創業機運醸成事業	産業競争力強化法による認定市区町村と連携した創業支援事業者及び創業機運醸成事業者が行う創業支援や創業機運醸成の取組みを支援する。	経済産業省 中小企業庁経営支援部創業・新事業促進課	—	○	—	—	—	—

	番号	施策名	施策概要	問い合わせ先		制度改革の場合、 実施時期	令和元年度 予算措置等 の有無	地方財政措置 の有無	税制措置 の有無	根拠法 の有無	制度等の根拠
⑤「土地の 所有と利用の分離」 の手法等 の活用	1	企業活力強化資金(再掲)	中心市街地等において、卸・小売、飲食店及びサービス業並びに不動産賃貸業を営むまちづくり会社に対して、株式会社日本政策金融公庫による低利融資を実施する。	経済産業省	地域経済産業グループ中心市街地活性化室 中小企業庁経営支援部商業課	-	-	-	-	-	-
	2	低未利用土地権利設定等促進計画制度	低未利用地の地権者等と利用希望者とを行政が能動的にコーディネートし、複数の土地や建物に一括して利用権等を設定する計画を市町村が作成。計画に基づく土地等の取得等について、登録免許税・不動産取得税の軽減措置。所有者等の探索のため市町村が固定資産税課税情報等を利用可能。	国土交通省	都市局都市計画課	-	-	-	○	○	都市再生特別措置法第109条の6第1項
⑥都市再開発における 手続きの合理化	1	市街地再開発事業における土地の共有化原則の緩和	市街地再開発事業において、従前の土地所有形態を残したまま事業を施行することを容易化する。	国土交通省	都市局市街地整備課	-	-	-	-	○	-
	2	都市再生整備計画と歴史的風致維持向上計画のワンストップ化	市町村が、社会資本整備総合交付金を充てて歴史的風致維持向上施設の整備を行うに当たって、都市再生整備計画の提出と歴史的風致維持向上計画の認定申請のワンストップ化により手続きの簡素化を図ることとする。	国土交通省	都市局公園緑地・景観課	-	-	-	-	○	都市再生特別措置法 地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律
Ⅲ. 既存ストックの活用											
⑦空き家・ 空き店舗 や公共施設・公的 不動産等の 利活用の 促進	1	シェアリングエコノミーの推進	ITを活用して遊休資産や個人の余った時間の有効利用を促進するシェアリングエコノミーについて、「シェアリングエコノミー推進加速化アクションプラン」に基づき、地域へシェアリングエコノミー伝道師を派遣する等、地方公共団体によるシェアリングエコノミーの導入・連携を支援する。	内閣官房	IT総合戦略室	-	-	-	-	-	-
	2	シェアリングエコノミー活用推進事業	地域経済の好循環の更なる拡大に向け、遊休資産等の有効利用を促進するシェアリングエコノミーを活用して、地域の社会課題解決や新たな生活産業の実証・実装による地域経済の活性化を図る地方公共団体による取組を支援するモデル事業を実施する。	総務省	地域力創造グループ地域政策課	-	○	-	-	-	-
	3	過疎地域遊休施設再整備事業	過疎地域に数多く存在している廃校舎等の遊休施設を有効活用し、地域振興や都市住民との地域間交流を促進するために、生産加工施設や地域芸能・文化体験施設等を整備する取組を支援	総務省	地域力創造グループ過疎対策室	-	○	-	-	-	過疎地域等自立活性化推進交付金交付要綱
	4	地域IoT実装総合支援(再掲)	地域活性化及び地域課題解決に向け、ICT/IoTの実装を目指す地域を対象に、地方公共団体のICT/IoT実装に関する計画策定への支援、実装事業への財政支援、地域情報化アドバイザー派遣による人的支援など地域IoTの実装を総合的に支援	総務省	情報流通行政局 地域通信振興課	-	○	○	-	-	-
	5	「みんなの廃校」プロジェクト	全国各地の廃校活用事例等についての情報提供や、活用希望廃校情報の公表等を通じて、自治体や民間事業者等における廃校活用の取組を支援	文部科学省	大臣官房文教施設企画・防災部 施設助成課	-	-	-	-	-	-

	番号	施策名	施策概要	問い合わせ先	制度改革の場合、 実施時期	令和元年度 予算措置等 の有無	地方財政措置 の有無	税制措置 の有無	根拠法 の有無	制度等の根拠
⑦空き家・ 空き店舗 や公共施 設・公的 不動産等 の利活用 の促進	6	医療提供体制施設整備 交付金	良質かつ適切な医療を効率的に提供する体制の確保を図るとともに、医療施設における患者の療養環境及び医療従事者の職場環境の改善を図る観点から、医療施設等の施設整備について支援を行う。	厚生労働省 医政局地域医療 計画課	—	○	—	—	—	—
	7	社会福祉施設等施設整 備費補助金	生活保護法、児童福祉法及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律等の規定に基づき整備される社会福祉施設等の施設入所者等の福祉の向上を図る観点から、これら施設の整備について支援を行う。	厚生労働省 社会・援護局障 害保健福祉部障 害福祉課	—	○	○	—	○	生活保護法第74 条、第75条 児童福祉法第56条 の2
	8	地域まちなか活性化・魅 力創出支援事業(中心市 街地活性化支援事業) (再掲)	魅力的な生活環境、商業・サービス業等の事業・起業環境や観光資源整備等の観点から、意欲ある地域における波及効果の高い民間プロジェクト等(複合商業施設等の整備)を支援する。	経済産業省 地域経済産業グ ループ中心市街 地活性化室	—	○	—	—	—	—
	9	不動産証券化手法による 公的不動産(PRE)活用 の推進	平成29年度に改訂した「公的不動産(PRE)の民間活用の手引き」の普及等を通して、地方公共団体における不動産証券化手法等によるPREの民間活用を促進する。また、PRE等を活用した先進事例となりうる案件について、専門家によるアドバイス等の支援の実施やノウハウの横展開を図る。	国土交通省 土地・建設産業 局不動産市場整 備課	—	○	—	—	—	—
	10	空き地・空き店舗を有効に 活用するための協定制 度	都市再生特別措置法の低未利用土地利用促進協定制度に基づき、空き地・空き店舗の有効活用を促進する。	国土交通省 都市局まちづくり 推進課	—	○	—	—	○	都市再生特別措置 法第80条の2
	11	市民緑地認定制度	公園が不足する地域等において、民間主体が都市の空き地等を住民の利用に供する緑地(市民緑地)として設置・管理する取組について支援を行う。	国土交通省 都市局公園緑 地・景観課	—	○	○	○	○	都市緑地法
	12	まちづくりファンド支援事 業	民間都市開発推進機構によるまちづくりファンド支援事業により、地域の資金等を活用しつつ、地域にある空き店舗や空き地等をリノベーション等により有効に活用して、複数の事業を連鎖的に進めていく。	国土交通省 都市局まちづくり 推進課都市開発 金融支援室	—	○	—	—	—	—
	13	まち再生出資	市町村が定める都市再生整備計画の区域等において行われる優良な民間都市開発事業に対し、民間都市開発推進機構が出資を行うことにより、事業の立上げを支援。事業の自己資金が充実し、事業全体のリスクが縮減されることにより、民間金融機関からの融資等の呼び水となる。(平成31年度においては、現行の支援限度額の一つである公共施設等整備費に、インキュベーション施設の整備費を加算する等の拡充を実施)	国土交通省 都市局まちづくり 推進課都市開発 金融支援室	—	○	—	—	○	都市再生特別措置 法第71条・第103条
	14	共同型都市再構築	公共公益施設等を含む民間都市開発事業について、民間都市開発推進機構が共同事業者として工事費等の一部を負担し、建物竣工後、建物持分を保有・賃貸することで事業の安定化を図る。	国土交通省 都市局まちづくり 推進課都市開発 金融支援室	—	○	—	—	○	民間都市開発の推 進に関する特別措 置法第4条第1項第 1号

	番号	施策名	施策概要	問い合わせ先	制度改革の場合、実施時期	令和元年度予算措置等の有無	地方財政措置の有無	税制措置の有無	根拠法の有無	制度等の根拠
⑦空き家・空き店舗や公共施設・公的不動産等の利活用の促進	15	不動産証券化手法を活用した地域振興のネットワークの形成促進(再掲)	クラウドファンディング等の小口資金による空き店舗・空き家・古民家等の遊休不動産の再生を促進するため、平成29年12月に施行された改正不動産特定共同事業法により創設された小規模不動産特定共同事業への新規参入予定者の人材育成に係る実務講習等を開催するとともに、ESG等の観点を含め、クラウドファンディング、PREを活用した先進事例となりうる案件について、専門家によるアドバイス等の支援の実施やノウハウの横展開を図る。	国土交通省 土地・建設産業局不動産市場整備課	—	○	—	○	○	不動産特定共同事業法
	16	低未利用土地権利設定等促進計画制度(再掲)	低未利用地の地権者等と利用希望者とを行政が能動的にコーディネートし、複数の土地や建物に一括して利用権等を設定する計画を市町村が作成。計画に基づく土地等の取得等について、登録免許税・不動産取得税の軽減措置。所有者等の探索のため市町村が固定資産税課税情報等を利用可能。	国土交通省 都市局都市計画課	—	—	—	○	○	都市再生特別措置法第109条の6第1項
	17	立地誘導促進施設協定制	交流広場、コミュニティ施設、防犯灯など、地域コミュニティやまちづくり団体等が共同で整備・管理する施設(コモンズ)についての地権者による協定制。協定に基づき整備され、都市再生推進法人が管理する公共施設等(道路、広場等)について、固定資産税等の軽減措置。	国土交通省 都市局都市計画課	—	—	—	○	○	都市再生特別措置法第109条の2第1項
	18	空間再編賑わい創出事業	都市のスポンジ化が進行する市街地の都市機能誘導区域において、事業計画に「誘導施設整備区」を定め、空き地等を集約し、集約した土地に医療・福祉施設等の誘導施設の整備を図る土地区画整理事業(空間再編賑わい創出事業)について、社会資本整備総合交付金及び都市開発資金貸付金による支援を行うことで、土地の有効利用によるコンパクトシティ形成を推進する。	国土交通省 都市局市街地整備課	—	○	○	○	○	都市再生特別措置法 都市開発資金の貸付けに関する法律
	19	既存住宅活用農村地域等移住促進事業	地域再生法に基づき、市町村が事業計画を作成して、農地等の権利移動における下限面積の引下げ等、移住者による空き家や農地等の取得に必要な行政手続を円滑化することで、空き家と農地等をセットにした「農地付き空き家」の取引の推進を図るもの。	内閣府 地方創生推進事務局	—	—	—	—	○	地域再生法第5条第4項第12号、第17条の54から第17条の56まで
	20	民間資金等活用公共施設等整備事業	地域再生法に基づき、PPP/PFI手法による地域再生に資する公的不動産の有効活用事業について、PFI推進機構が専門家派遣や助言などのコンサルティングで市町村を支援するもの。	内閣府 地方創生推進事務局	—	—	—	—	○	地域再生法第5条第4項第14号、第17条の60
⑧小規模・修復型のエリア整備手法等の活用	1	保育所等整備交付金	「子育て安心プラン」に基づき、2020年度末までに必要となる保育の受け皿を確保するため、保育所等の整備などによる受入児童数の拡大を図る。	厚生労働省 子ども家庭局保育課	—	○	○	—	一部○	児童福祉法第56条の4の3

	番号	施策名	施策概要	問い合わせ先	制度改革の場合、実施時期	令和元年度予算措置等の有無	地方財政措置の有無	税制措置の有無	根拠法の有無	制度等の根拠
⑧小規模・修復型のエリア整備手法等の活用	2	保育対策総合支援事業費補助金	「子育て安心プラン」に基づき、自治体の待機児童解消に向けた取組を強力に支援するため、小規模保育や家庭的保育等の改修による受入児童数の拡大を図る。 また、総合的な保育人材確保策を講じることにより、保育の受け皿拡大に必要な保育人材の確保を図る。 その他、障害児の受け入れに必要な改修や認可外保育施設職員に対する衛生・安全対策など、保育対策の基盤整備に必要な事業の推進を図る。	厚生労働省 子ども家庭局保育課	-	○	○	-	-	-
	3	市街地再開発事業における個別利用区制度の創設	市街地再開発事業において、有効な既存ストックを残しつつ散在する低未利用地を集約して有効活用する手法を創設する。	国土交通省 都市局市街地整備課	-	○	-	○	○	-

IV. 都市のコンパクト化と周辺等の交通ネットワーク形成等との連携

	1	まちなか誘導施設の整備推進	まちなか誘導施設(医療・子育て支援施設等)の整備促進を図る地区を市街地再開発事業の施行区域に追加する。	国土交通省 都市局市街地整備課	-	-	-	-	○	-
	2	コンパクトシティ形成支援事業	コンパクトなまちづくりを推進するため、立地適正化計画等の計画策定や、医療、福祉施設等の集約地域への移転促進、移転跡地の都市的土地利用からの転換等に対する支援を行う。	国土交通省 都市局都市計画課	-	○	-	-	-	-
	3	都市機能立地支援事業	拡大した市街地において、人口密度の低下や高齢者の急増により都市の生活や企業活動を支える機能(医療・福祉等)の維持が困難となるおそれがある中、まちの拠点となるエリアへ医療・福祉等の都市機能を導入し、まちの活力の維持・増進、持続可能な都市構造への再構築の実現を図るため、都市機能を整備する民間事業者等に対して支援を行う。	国土交通省 都市局市街地整備課 住宅局市街地建築課	-	○	-	-	-	-
	4	都市再構築戦略事業	拡大した市街地において、人口密度の低下や高齢者の急増により都市の生活や企業活動を支える機能(医療・福祉等)の維持が困難となるおそれがある中、まちの拠点となるエリアへ医療・福祉等の都市機能を導入し、まちの活力の維持・増進、持続可能な都市構造への再構築の実現を図るため、都市機能の整備やその周辺の施設整備を行う市町村等に対して社会資本整備総合交付金により支援を行う。	国土交通省 都市局市街地整備課	-	○	○	-	○	都市再生特別措置法第47条
	5	地方再生のモデル都市(地方再生コンパクトシティ)	国土交通省と内閣府(地方創生推進事務局)が連携し、人口減少、地域経済の縮小等の課題をかかえる地方において、都市のコンパクト化と地域の稼ぐ力の向上に、ハード・ソフト両面から総合的に取り組む地方再生のモデル都市(地方再生コンパクトシティ)として選定した32都市に対し、各種支援メニューにより、集中的に取組を支援する。	国土交通省 内閣府 都市局市街地整備課 他 地方創生推進事務局	-	○	一部○	-	-	-

番号	施策名	施策概要	問い合わせ先	制度改革の場合、実施時期	令和元年度予算措置等の有無	地方財政措置の有無	税制措置の有無	根拠法の有無	制度等の根拠	
6	都市再生コーディネート等推進事業	地方公共団体・民間事業者等の潜在力を最大限に引き出し、都市再生を推進するため、都市再生機構のノウハウ等を活用したコーディネートにより、まちづくりに関する計画策定や事業化へ向けた関係者調整等を支援する。	国土交通省 都市局まちづくり推進課	-	○	-	-	-	-	
7	低未利用土地権利設定等促進計画制度(再掲)	低未利用地の地権者等と利用希望者とを行政が能動的にコーディネートし、複数の土地や建物に一括して利用権等を設定する計画を市町村が作成。計画に基づく土地等の取得等について、登録免許税・不動産取得税の軽減措置。所有者等の探索のため市町村が固定資産税課税情報等を利用可能。	国土交通省 都市局都市計画課	-	-	-	○	○	都市再生特別措置法第109条の6第1項	
8	立地誘導促進施設協定制(再掲)	交流広場、コミュニティ施設、防犯灯など、地域コミュニティやまちづくり団体等が共同で整備・管理する施設(コモンズ)についての地権者による協定制。協定に基づき整備され、都市再生推進法人が管理する公共施設等(道路、広場等)について、固定資産税等の軽減措置。	国土交通省 都市局都市計画課	-	-	-	○	○	都市再生特別措置法第109条の2第1項	
9	空間再編賑わい創出事業(再掲)	都市のスポンジ化が進行する市街地の都市機能誘導区域において、事業計画に「誘導施設整備区」を定め、空き地等を集約し、集約した土地に医療・福祉施設等の誘導施設の整備を図る土地区画整理事業(空間再編賑わい創出事業)について、社会資本整備総合交付金及び都市開発資金貸付金による支援を行うことで、土地の有効利用によるコンパクトシティ形成を推進する。	国土交通省 都市局市街地整備課	-	○	○	○	○	都市再生特別措置法 都市開発資金の貸付けに関する法律	
10	スマートシティ実証調査	AIやIoT等の新技術や多様なデータを駆使し、都市の課題を解決する「スマートシティ」を加速化・高度化するため、先端的・革新的な取組を厳選し、モデル事業として支援する。	国土交通省 都市局市街地整備課	-	○	-	-	-	-	
11	まち再生出資(再掲)	市町村が定める立地適正化計画(都市機能誘導区域)等において行われる優良な民間都市開発事業に対し、民間都市開発推進機構が出資を行うことにより、事業の立上げを支援。事業の自己資金が充実し、事業全体のリスクが縮減されることにより、民間金融機関からの融資等の呼び水となる。	国土交通省 都市局まちづくり推進課都市開発金融支援室	-	○	-	-	○	都市再生特別措置法第71条・第103条	
⑨歩いて買い物等ができる地域の整備	1	地域まちなか活性化・魅力創出支援事業(中心市街地活性化支援事業)(再掲)	魅力的な生活環境、商業・サービス業等の事業・起業環境や観光資源整備等の観点から、意欲ある地域における波及効果の高い民間プロジェクト等(複合商業施設等の整備)を支援する。	経済産業省	地域経済産業グループ中心市街地活性化室	-	○	-	-	
	2	地域公共交通確保維持改善事業	多様な関係者の連携により、地方バス路線等の生活交通の確保・維持を図るとともに、バリアフリー化、地域鉄道の安全性向上に資する設備の整備等、快適で安全な公共交通の構築に向けた取組みを支援する。	国土交通省	総合政策局公共交通政策部交通支援課	-	○	一部○	一部○	一部○

	番号	施策名	施策概要	問い合わせ先		制度改革の場合、実施時期	令和元年度予算措置等の有無	地方財政措置の有無	税制措置の有無	根拠法の有無	制度等の根拠
⑩市町村の枠組みを超えた広域的な連携の促進策	1	連携中枢都市圏の取組みの推進	地域において、相当の規模と中核性を備える圏域の中心都市が近隣市町村と行政サービスの共有と役割分担を図り、人口減少下においても一定の圏域人口を有し活力ある社会経済を維持するための拠点である連携中枢都市圏の形成等を支援する。	総務省	自治行政局市町村課	—	○	○	—	—	連携中枢都市圏構想推進要綱
	2	定住自立圏構想の推進	地方圏における定住の受け皿を形成するため、中心市と近隣市町村が相互に役割分担し、圏域全体として必要な生活機能等を確保する「定住自立圏」の形成を推進し、各圏域の取組みを支援する。	総務省	地域力創造グループ地域自立応援課	—	○	○	—	—	定住自立圏構想推進要綱
	3	ICTスマートシティ整備推進事業(再掲)	地域が抱える様々な課題の解決や地域活性化・地方創生を目的として、防災、医療・健康、観光等各分野における成功モデルの普及展開を推進するとともに、ICTを活用した分野横断的なスマートシティ型の街づくりを推進する。	総務省	情報流通行政局地域通信振興課	—	○	○	—	—	—
	4	地域IoT実装総合支援(再掲)	地域活性化及び地域課題解決に向け、ICT/IoTの実装を目指す地域を対象に、地方公共団体のICT/IoT実装に関する計画策定への支援、実装事業への財政支援、地域情報化アドバイザー派遣による人的支援など地域IoTの実装を総合的に支援	総務省	情報流通行政局地域通信振興課	—	○	○	—	—	—
	5	都市・地域交通戦略推進事業	徒歩、自転車、自動車、公共交通等多様なモードの連携が図られた、自由通路、地下街、駐車場等の公共的空間や公共交通等からなる都市の交通システムを明確な政策目的の下、都市・地域総合交通戦略等に基づき、パッケージ施策として総合的に支援する。	国土交通省	都市局街路交通施設課	—	○	○	—	—	—

V. 情報提供・横展開

⑪成功事例の横展開を図るための好事例の抽出と情報提供等	1	中心市街地活性化推進事業	中心市街地活性化制度の運用において、好事例の把握や制度・運用の見直しを行うことで制度の活用促進や政策効果の向上を図る。	内閣府	地方創生推進事務局	—	○	—	—	—	—
	2	ICTスマートシティ整備推進事業(再掲)	地域が抱える様々な課題の解決や地域活性化・地方創生を目的として、防災、医療・健康、観光等各分野における成功モデルの普及展開を推進するとともに、ICTを活用した分野横断的なスマートシティ型の街づくりを推進する。	総務省	情報流通行政局地域通信振興課	—	○	○	—	—	—
	3	地域IoT実装総合支援(再掲)	地域活性化及び地域課題解決に向け、ICT/IoTの実装を目指す地域を対象に、地方公共団体のICT/IoT実装に関する計画策定への支援、実装事業への財政支援、地域情報化アドバイザー派遣による人的支援など地域IoTの実装を総合的に支援	総務省	情報流通行政局地域通信振興課	—	○	○	—	—	—
	4	「地域共生社会」の実現に向けた地域づくりの全国展開のための取組の推進	複合的な課題に対応できる包括的な相談支援体制を構築する取組や、対象者を問わない総合的なサービス提供の取組等、自治体における創意工夫ある効果的な取組事例について、広く周知を図るとともに、自治体からの事例発表や有識者による講評等を行う。	厚生労働省	社会・援護局地域福祉課	—	○	—	—	—	—

	番号	施策名	施策概要	問い合わせ先	制度改革の場合、 実施時期	令和元年度 予算措置等 の有無	地方財政措置 の有無	税制措置 の有無	根拠法 の有無	制度等の根拠
①成功事例の横展開を図るための好事例の抽出と情報提供等	5	健康寿命をのばそう！アワード	生活習慣病予防及び介護予防・高齢者生活支援並びに母子の健康増進への貢献に資する、特に優れた取組を行っている企業、団体、自治体(保険者を含む)を厚生労働省が表彰を行う制度。 目的:生活習慣病の予防推進及び個人の主体的な介護予防並びに母子の健康増進等の取組につながる活動の励奨・普及を図るとともに、企業、団体、自治体が一体となり、個人の主体的な取組とあいまって、あらゆる世代のすこやかな暮らしを支える良好な社会環境の構築を推進する。	厚生労働省 健康局健康課 子ども家庭局母子保健課 保険局医療介護連携政策課 老健局老人保健課 老健局振興課	—	○	—	—	—	—
	6	商店街等の取組事例調査・普及事業	商店街等のモデル事例集の作成を通じて、成功事例の横展開を図るための好事例の抽出と情報提供を行う。	経済産業省 中小企業庁経営支援部商業課	—	○	—	—	—	—
	7	物流生産性向上事業	手荷役作業が多いなどの事情により取扱いを敬遠される事例が出始めている食品の流通合理化等を図るため、幹線輸送における効率的な輸送方法の活用や商慣行是正等による集荷配送の効率化等に向けた実証事業に対する支援を実施するとともに、優良事例を収集し、横展開を図る。	国土交通省 総合政策局物流政策課	—	○	—	—	—	—